

新型インフルエンザの流行に備えた職場の対応

《 かからない ひろげない 》

平成 21 年 8 月

新型インフルエンザの感染拡大が続き、本格的な流行が始まっています。

今後の大流行に備えた各職場における感染予防対策の徹底と、患者が発生した場合の対応について、下記を参考に感染の拡大防止を図ってください。

従業員個人の感染予防を徹底させましょう。

日頃から、手洗い、うがいを徹底する。

十分な栄養や睡眠により、体力や抵抗力を高める。

咳・くしゃみの症状がある場合には、「咳エチケット」を徹底する。

体調が思わしくないときには、無理をせず療養する。職場の環境づくりが重要

職場における感染予防を徹底しましょう。

建物の入口等に「手洗い及び咳エチケットの徹底」を呼びかけるポスター等を掲示しましょう。

建物の入口に近いところに手洗いをできる設備を確保するか、速乾性擦式消毒用アルコール製剤を備えましょう。

ドアの取っ手、エレベーターのスイッチ、手すり、カウンター、共同で使用するOA機器等について、拭き取り消毒をする。

建物の換気に心がける。

従業員の健康状態を把握しましょう。

出勤前に発熱（38度以上）、咳・くしゃみ、のどの痛みなどのインフルエンザ様症状が見られるかどうか確認するよう、徹底する。

インフルエンザ様症状が見られた場合には出勤を見合わせるとともに、会社に連絡し、受診または自宅での経過観察を確実にを行うよう、指導する。



従業員が感染したら

解熱後2日間または発症した日の翌日から7日間は、出勤せず、自宅で療養するよう指導しましょう。



従業員の家族(同居者)も健康状況を確認しましょう。

インフルエンザ様症状の有無を日々確認するよう、徹底する。

インフルエンザ様症状が見られた場合には、受診または自宅での経過観察を確実に行うとともに、従業員自身もより注意して健康状態を確認するよう、徹底する。



従業員の家族(同居者)が感染したら

その従業員が濃厚接触者であると確認されたら

患者(疑似症を含む)との最終接触から7日間は、できれば出勤を見合わせる。

症状が出ていないことが確実であり、やむを得ず出勤する場合には以下に注意する。

- ・他者と接触する機会がほとんどないようにする。
- ・接触する場合には、マスクを着用し、できるだけ距離を空けるよう工夫する。

これらの対応では「空振り」(結果的に感染していなかった)となる場合もあるが、予防の点から必要な対応であることを、管理者から職員(従業員)によく説明する。



従業員の感染拡大に備え業務継続計画の策定が必要です

新型インフルエンザの流行が急激に拡大し、最大4割の従業員が勤務できない場合に備え、企業活動の停滞と影響を最低限に抑えるため、業務継続計画(BCP)を策定する。

国の「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」において、事業継続計画の策定等による社会・経済機能の維持が求められており、県行動計画においてもライフライン事業者等の機能維持を図ることが定められています。

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>